

様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 印 | 1-1 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---------------|---|---|---|---|---|---|---|------|------|--|
| 支 出 項 目 | 1 資料作成費 | 令和3年 3月24日 起票 | | | | | | | | | | |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | | | |
| 内 容 | 中町けい議会報告レポート ・デザイン代 ・B3二つ折り両面カラー13,000部印刷代 ・折り込み配布代 12,000部 | | | | | | | | | 按分割合 | 100% | |
| 《領収書添付欄》 | | | | | | | | | | | | |

領 収 証

中町けい 様

No.

1330,000,-

但し議会報告レポート13,000枚及び配布代12,000枚

上記の金額正に領収いたしました。

R.3年3月24日

S 正宗興業有限公司

〒272-0825 千葉県市
電話 市川 047(371)7-665
FAX 市川 047(371)7-665





なかまちけい 議会報告レポート



令和2年6月の市川市議会定例会では、「市民の声を届ける会」の会派を代表して代表質問を実施しました。

●新型コロナウィルス感染症に対する本市の対応について

- (1)対策本部の役割及び連携体制について
- (2)ドライブスルー方式のPCR検査状況及び対応について
- (3)備蓄品の備蓄方法と配布状況及び今後の管理体制について
- (4)コロナ禍における児童虐待対策について
- (5)コロナ禍における高齢者の健康維持について

質問 コロナ対策では、我が会派からも早期にドライブスルー型PCR検査場の設置を要望し迅速に対応いただいた。「緊急事態宣言」発令により想定外の対応が多く必要となった中で、市の関係部署間での連携体制はどうか。さらに自然災害等が重なった場合に備えた備蓄品の状況について伺う。また休校措置中は家庭内暴力の増加が懸念されるが、児童虐待の相談件数・相談内容はどうか。外出制限下の高齢者の健康維持をどう考えているのか。

答弁 本市の対応としては、県と合同対策チームを発足、国とも連携し、1月28日には市川市コロナ対策本部を設置して全庁的に対応をとっている。備蓄品については「流動備蓄」として他市と連携している。休校措置開始から4月末の児童虐待相談件数は114件で、虐待増加が懸念されていたため、児童相談所とはさざに連携の強化を図っている。高齢者に向けた取り組みとして、自宅でできる簡単なエクササイズ紹介動画を4月から配信する、また電話聞き取りなど健康を維持していくための対策を講じている。

●テレワークについて

- (1)本市における在宅勤務の取り組みと実施状況について
- (2)WEB会議の導入状況について
- (3)民間におけるテレワークの拡充に対する本市の支援について

質問 テレワークは働く側のメリットとして「通勤時間が省ける」「子育てや介護をしながら働ける」「家事との両立」があり、事業者側のメリットとして「リスクを分散できる」「離職率の低下」「ライフ・ワークバランスによる生産性の向上」など考えられるが、本市の取り組み状況について伺う。また民間企業におけるテレワークの拡充についても有効だと考えるが民間企業への支援についての考えはあるのが伺う。

答弁 テレワークが、コロナ禍にかかわらず、今後も継続して注視すべきものであることは認識している。コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえ、国はさらにテレワークを推進するものと考えられる。これから、その動向に注視しつつ、市としてどのような取り組みが必要なのか研究してまいりたい。

●不妊治療について

- (1)市川市特定不妊治療費助成事業導入後の実績について
- (2)仕事と不妊治療の両立支援について
- (3)啓発活動について

質問 私自身も、体外受精など不妊治療を経験する中で当事者目線として質問しました。

村越市長が就任してから実施された市川市特定不妊治療費助成事業についての成果と仕事と不妊治療の両立支援や啓発について本市はどう考えているのか伺う。

答弁 平成31年4月より「市川市特定不妊治療費助成事業」を開始し、令和元年度は545件、約33,000千円の助成を実施。仕事と不妊治療の両立については、今後研究していく。

啓発活動については、不妊治療は年齢が若いほど効果があるといわれているため、若い世代の方が不妊治療に関する知識を持ち、検査を受けるきっかけとなるためにもまずは「特定不妊治療費助成事業」を多くの方に知ってもらい、不妊治療について考えていただくことが大切であると考えている。

●学校教育について

- (1)休校期間後の教育編成について
- (2)オンライン教育や学習支援の取り組みについて
- (3)ICT教育に対する教員の標準化及びサポート体制について
- (4)学校給食におけるアレルギー対応について
- (5)通学路における親子確認の安全対策について

質問 約3カ月、市内小中学校の休校が続き、教育カリキュラムの編成や遅れた授業時数を今後どのように確保していくのか?またオンライン教育についての取り組み状況はどうか。

小学校の学校給食におけるアレルギー対応について、学校側はどこまで把握し、どのような対応をされているのか伺う。

通学時に子さんを交通事故で亡くした風見しんごさんの記事を参考に、通学路における親子確認の重要性と周知について市はどのような指導をしているのか伺う。

答弁 授業時数の確保については、夏季休業を3週間程度、冬季休業を3日程度短縮して補習に充てる。オンライン授業はドリル学習ソフトなどを対応を進めている。アレルギーについての具体的な対応としては、詳細献立表の配付、4品目限定の除去食提供、各家庭からの一部弁当や全部弁当の持参を行っている。アレルギー対応は命にかかる重要な項目のため、市川市作成のアレルギー対応ガイドラインに添った対応をすべての学校で実施している。

通学路における親子確認の安全対策については、入学前の説明会や入学前に必ず親子で歩き危険個所等を確認することを依頼し、入学式当日には担任から登下校時の安全について指導している。



令和2年9月の市川市議会定例会にて 一般質問を実施しました。

●コロナ禍における集会施設の使用条件について

質問 まとめ 現在の公民館の使用基準の変更点や感染症対策について。また、使用基準の適用により制限されている活動はあるのかお尋ねします。施設使用料が1人当たりの単価で計算すると、改定前の単価に比べて増額となり値上げになっている為に、コロナが終息し新基準が解除されるまでの間だけでも、公共の集会施設全体の利用料を時限的に値下げする救済処置の要望をしました。

答弁 まとめ 社会的距離を確保するため、部屋の利用者の上限人数は、概ね定員の半分以下となっている。調理や飲食を伴う活動については、3密を回避した状態であったとしても多人数で飲食を行うことは他の活動と比べて感染リスクが高いものと考えられることから、活動を制限している。

●中学生の部活動大会の開催状況について

質問 まとめ コロナの影響を受けている、特に中学3年生最後の大会の状況や中止による代替え試合の実施状況について伺う。また、感染症対策として保護者の部活動に関する制限についてどうなっているのか。

答弁 まとめ 夏の総合体育大会の全国・関東・県上位大会の中止を受け、中学3年生のため部活動の集大成としての試合を近隣校で集まり行なうなど、各学校の実態、競技の特性に合わせて実施した。保護者の観戦については、無観客や3年生の保護者に限定するなど、最後の試合を実施するため対策を講じた。試合活動は、各競技団体の中央団体が感染症対策ガイドラインを作成しており、そのガイドラインを参考に各校の実態に合わせて実施しております。

●自治会等の集会施設を整備するための補助金について

(1)取得時期と補助金申請時期が年度をまたぐ場合の本市の見解について
(2)自治会等の集会施設を整備するための一時貸付金制度の新設について

質問 まとめ 市街地の土地取得については地域差や条件差によって、自治会館用に適した土地が一般販売された場合に購入せざるを得ない自治会側の事情があると聞くが、取得時期と補助金申請時期が年度をまたぐ場合の本市の見解について伺う。また自治会館等の新設や土地取得の際に、補助金が下りるまで役員が一時的に立て替えるケースが多いと聞く。自治会側の金銭的負担が大きい事から、補助金が下りるまでの間の一時的な貸付制度は創設できないか本市の考えを伺う。また、自治会館の補助金交付までの負担軽減に向けての方策について要望しました。

答弁 まとめ 補助金の交付につきましては、自治会と十分に連携をとりながら、慎重かつ計画的に進めるべき事案であると認識している。ご指摘のとおり、集会施設やその用地の購入について費用が高額となることから、一時的な自治会の負担は大きいものと認識している。今後は、各自治会からのご意見や他市の取り組みなどを参考に、より良い補助金のあり方について検討してまいりたいと考えております。

●空家等について

(1)令和2年度第1回市川市空家等対策協議会の内容について
(2)特定空家等の対策について

質問 まとめ 高齢化の影響も併せ、市内には管理が不十分な特定空家が相当数増加して近隣の市民が困っています。昨年の台風直後から相談を受けている稻荷木の特定空家の状況は特に酷い状況であり、その進捗状況や特定空家対策はどうなっているのか伺う。

答弁 まとめ ご質問の空家については、特定空家として把握しており、現在対応を行っているところです。今後は、住所が不明な法定相続人に對しての搜索願い等の対応を、他の法定相続人に対する行政指導として行えるか検討していきたいと考えています。空き家を未然に防止するため所有者に対して適正な管理の意識づけを行っています。

●不妊治療における一般不妊治療の支援について

質問 まとめ 現在本市では特定不妊治療の助成(1回7万5千円まで)は行なっているが、これから夫婦に向けて経済的・精神的・肉体的に負担の重い特定不妊治療を減らすには、一般不妊治療を助成し、早期治療の開始の重要性を周知する必要があると考えるが、本市の一般不妊に対する助成の拡充の考え方について伺う。

答弁 まとめ 全国的にも少ない、一般不妊治療の助成について強く要望しました。
※要望が通り、令和3年から助成が実現しました。

答弁 まとめ 近年、晚婚化の影響などにより、検査や治療を受ける方が増えてきています。

平成27年社会保障・人口問題基本調査によりますと、6.5組に1組が不妊治療を受けている、もしくは受けたことがあるとなっています。不妊治療を受ける際には、治療に費やす時間や、治療費など、身体的、あるいは、精神的、また経済的にも、大きな負担がかかるまいります。このような方々の負担を少しでも軽減し、安心して治療をうける環境を整えることは、大変重要なと考えております。一般不妊治療費の助成は、船橋市や、品川区などいくつかの自治体で実施している事から、本市としても先進市の事例状況などを調査してまいりたいと考えています。



▲ 不妊治療の末第一子が誕生しました。



特定空家から割れたガラス窓を撤去 ▶



令和2年12月の市川市議会定例会にて 一般質問を実施しました。

●開発行為について

- (1)開発事業者による近隣住民に対する説明責任について
- (2)開発行為に係る既存のゴミ集積所の移設について

質問 新規の住宅建設など開発行為に対して、ゴミ集積場の移設が必要な場合も含めて周辺住民に対する説明が不足しているとの声を市民の方より聞きます。

近隣住民が使用中の既存のゴミ集積場が無くなる問題を含んだ開発行為にあたっては、開発行為の申請の際に開発指導課と清掃事業課の中で、どのように情報を共有しチェック体制を行っているのか伺う。

答弁 既存のゴミ集積所について開発指導課との情報共有は行っています。また、かたが、今後については、開発行為の協議の際、事業区域に接する既存集積所の有無について確認を行い、近隣住民が使用している既存のゴミ集積所の移動が必要となる場合には、事業者に対し、周辺住民へ丁寧な説明をしていただくようお願いしていく。

●保育行政について

- (1)保育園新設時の事業者による近隣住民に対する説明会の実施状況について
- (2)園児の飛び出し防止の為の安全対策について
- (3)自転車の往来に係る安全対策について
- (4)保育園新設に係る事業者の選定について

質問 来年度開園予定の南八幡1丁目及び5丁目の新設の保育園では、立地的に片側歩道かつ保育園が歩道側ではなく車道側にあることや、保育園の隣に駐車場やコインパーキングが存在すること、そもそも狭隘道路で歩道すらないという場合に、児童の飛び出し防止策や保育園周辺の自転車の往来について本市はどのような安全対策を講じているのか伺う。また幼児のヘルメット着用についてはどのような義務や啓発をしているのか？

来年度約20施設の保育園が開園されるが、事業者の選定についてはどのような基準なのか？

保護者に対してはどのように継続して通園できる保証を担保するのか？

保育園の新設の際に、近隣住民に対する丁寧な説明と安全対策としてキッズゾーンの導入も含めて十分な安全対策を講じるように要望しました。

答弁 児童の飛び出し防止に向けた安全対策として、保育園事業者に對し、園の出入口について、児童だけでは解除できない自動ロック等の扉を設置するよう指導しております。車の通りが多い地域におきましては、出入口前に、ポールやチェーンを設置するよう指導しております。更に危険度が高い場合は、必要に応じて、保育園の設計変更を求めることもあります。自転車の安全対策に関して狭隘道路や交通量の多い道路に面した保育園では、入園前の保護者に対する説明会の際にも、自転車マナーについて周知するよう、保育園事業者へ指導しております。保育園事業者の選定基準はまず、申請要件として3年以上の運営実績があること、そのうえで法人の申請事業者が現に運営している保育園の視察の状況、財務及び経営の安定性などを主要なポイントとして選定し、安定して通園していただけるよう考慮しております。

●塩浜地区の沿岸部について

- (1)放置車両対策について
- (2)不法投棄やポイ捨ての現状と今後の対策について
- (3)塩浜沿岸部における整備の進捗状況について

質問 本年9月初旬に、私自身が現地で10台以上に及ぶ違法車両を確

まとめ 認しましたが、違法車両のこれまでの経緯と今後の対応について本市はどのように考えているのか伺う。

また、塩浜沿岸沿いにTVや冷蔵庫などの家電製品やマットレスをはじめとした相当な量の不法投棄とポイ捨ても発見された。

今後もいたちごっこ様な状況を危惧するが、本市の対策について伺う。

答弁 本年10月に、所有者不明の自動車11台、バイク1台、計12台の車両を撤去した。

今年度の実績によると、違法車両の撤去費用は1台当たり税込み13,200円。

市が廃棄処分する車両は、所有者不明のために費用の回収はできない。

今後の対策としては、撤去できていない放置車両が新たな放置車両を誘引しないようにバトロールを強化するとともに、行徳警察署とも連携して放置車両の撤去・抑制を進めていく。

当該地には、放置車両と併せて、家電や大型ごみ、空き缶等の投棄が多い。

現状としては清掃後もすぐにゴミの投棄が行われ、清掃が追い付かない状態になっている。

今後は、投棄などを禁止する看板の設置や監視カメラ設置の検討を進め、抑止に努めていく。



▲ 塩浜沿岸地区の放置車両
(現在は撤去済み)



塩浜沿岸地区の不法投棄
(現在は撤去済み)

市民相談お気軽に受付中

市民のみなさんが気づいたことを改善すれば、市川はどんどん住みよい町になります。お困りごとや市政に対するご要望など、お気軽にご相談ください。

目指せ!住みよい町 日本一! なかまち
市川市議会議員 中町けい

☎ 090-3102-7137 (直通ダイヤル)
✉ nakamachikei@gmail.com



令和3年2月の市川市議会定例会では、「市民の声を届ける会」の会派を代表して代表質問を実施しました。

●不妊治療費助成事業について

質問 今回大きな変更点として、助成対象が特定不妊治療から一般不妊治療まで拡充されました。私自身も不妊治療の当事者だった一人として、「一般不妊治療の支援拡充について」昨年から強く要望していた事案の1つです。この事業の概要についてお尋ねします。

答弁 令和3年度から一般不妊治療へも助成を拡大するもので、治療までの開始日から最長1年間を治療期間の単位とし、この間に行われた検査や治療に対して助成を行う。自己負担額の1/2の助成とし、上限は5万円となる。助成の回数は2回までとし、最長2年間の治療に対しての助成となる。

●中核市移行について

- (1) 中核市移行表明までのいきさと移行までの対応について
- (2) 市県民税率について
- (3) 今後の保健所機能について
- (4) 動物愛護センターについて

質問 コロナ対応の中で自前の保健所を持たない本市は、県や保健所からの情報が入ってきづらいとの説明を受けましたが、保健所のコロナ対策の中に市職員が加わることで情報の共有体制はできただけではないかと思っていますが、改めて中核市移行を表明したいきさつについてお尋ねします。

中核市移行にあたり、本市は地方交付税の不交付団体ですから非常に財政負担が大きくなります。他市の事例では交付団体が中核市に移行する例が多く、費用対効果やコストに関して相当シビアな考え方を行わなければならないと考えます。

そこで、市県民税率の割合について県と協議する事は可能なのかお尋ねします。

多額の税金を投入し自前の保健所を持つことと現在の県の保健所とは、ハード面ソフト面で共にどのような保健所に変わっていくのか？具体的な方向性についてお尋ねします。

中核市では自前の動物愛護センターを持っているますが、本市が中核市を目指すにおいて動物愛護センターの創設と本市の動物愛護についての考え方を伺います。

答弁 市民の安全と安心、健康を守るために市は業務の範囲を拡大し自立した判断のもとで対応するべきであり、そのためには中核市に移行するべきだと判断し表明を行った。市民税と県民税の税率等は、地方税法において、所得割は市が6割、県が4割、均等割は市が3,500円、県が1,500円と一律に定められており、中核市になんてこの税率等は変わらない。県や市の意向だけでただちに変更することは難しいと考えている。

保健所機能について、具体的には、手続きのオンライン化や、保健所以外の窓口や市の所有する他の施設との連携などにも対応できる施設として整備したいと考えている。

また、現在は検査業務の一部が習志野保健所で行われているが、迅速な対応を行うためには検査機能も設けたいと考えている。

動物愛護センター及び動物愛護に対して、人の命が大切なように、動物の命も等しく大切にし、その命に感謝しながら、適正に動物を扱うことが、法に示された動物愛護の基本的な考え方であり、私も同様に考えている。他の中核市の例では、動物愛護センターが動物愛護行政の中心的役割を担っていることから、本市としても整備を検討していく必要があると考えている。(市長答弁)

●新型コロナウイルスワクチン接種について

- (1) スケジュールと優先順位について
- (2) 輸送方法及び保管整備について
- (3) 接種方法及び接種会場について
- (4) シュミレーションや目標について



質問 接種を望まないまたは対応や様子をみてから判断したいとなつた場合に順番はどう変化するのか。また接種方法及び接種会場について、個別接種と集団接種を併用した場合に多くのマンパワーが必要になるが、今回コロナ禍で失業した方やアルバイトを失った学生さんに一時的にも雇用機会に繋げられないか伺う。接種計画のシュミレーションとして一日単位では何人を想定しているのか、また具体的な目標人数があれば教えて下さい。

答弁 接種の優先順位は、医療従事者等、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、それから16歳以上65歳未満の一般の方の優先順位となる。様子をみてから接種を判断したいとなつた場合の予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年2月末とされており、その間は実施可能とされている。高齢者の接種では、1日あたり約2,000回の接種を想定している。本市において集団接種についてはまだ、協議中である。

●動物愛護について

- (1) マッチング支援について
- (2) 動物愛護基金の創設について
- (3) 犬猫のマイクロチップについて



質問 昨年の10月に富里市にある千葉県動物愛護センター本所に視察に行ってきました。

現在は動物愛護センターでも「動物愛護の観点から」飼えなくなった動物の受け入れを容易にはしないそうです。事情があって飼えなくなってしまった動物に関しては自分で責任を持って新しい飼い主を探さなくてはなりません。そこで以前の議会でも提案した市川市内で新しい飼い主を結ぶ為のマッチングアプリの導入について、その後の進捗状況を伺います。

また、長期的な動物愛護の財源の確保の為に、本市独自の「動物愛護基金の創設について」その後の進捗状況を伺います。

動物愛護センターで保護した犬猫のうち、20%位はマイクロチップが導入されているそうですが、マイクロチップ内の飼い主の住所、連絡先の変更の更新がされていないケースが多いと聞きました。マイクロチップの更新の必要性とその周知の浸透について、本市の見解を伺います。

犬猫の殺処分を私たちの代で終わらせる為に、動物愛護センターの創設を強く要望しました。

答弁 マッチングについては、財団法人千葉県動物保護管理協会や千葉県動物愛護センターがそれぞれ運営しているマッチングサイトを紹介している。動物愛護基金については、動物愛護センターの運営などの財源に活用している事例が県や政令指定都市・中核市にある事から今後の参考としていく。本市では、ペットの身元を証明するマイクロチップの装着と引っ越し等による飼い主情報の変更の必要性について、国のリーフレット等を用いて市民に周知している。

今後は、市のWebページのほか、犬の飼い主が転入届の手続きに来庁された際に配布するリーフレットにも、飼い主の住所等が変わった際にはマイクロチップのデータの更新が必要であることを明記するなど、周知の徹底に努めていく。

新聞折込 配布エリア 一覧

| 読売新聞 |
|------|
| |

市都別

市川市

| 配布エリア | 読売新聞 | 折込数 |
|-------------|------|--------|
| 大野町1~4丁目 | | 1,500 |
| 南大野1丁目~3丁目 | | 1,500 |
| 大町全域 | | 500 |
| 大和田1~5丁目 | | 530 |
| 東大和田1~2丁目 | | 250 |
| 稻荷木1~3丁目 | | 445 |
| 南八幡1~5丁目 | | 975 |
| 平田3~4丁目 | | 100 |
| 原木1~4丁目 | | 291 |
| 高谷1~3丁目 | | 197 |
| 二俣 | | 26 |
| 田尻1~5丁目 | | 489 |
| 鬼高1. 3. 4丁目 | | 547 |
| 宮久保1~6丁目 | | 1,500 |
| 菅谷1丁目~8丁目 | | 2,200 |
| 下貝塚全域 | | 800 |
| 稻越全域 | | 150 |
| 配布総数 | | 12,000 |

様式第9号（第6条関係）

(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中町 | 1-2 |

| | | |
|---------|------------------------------|---------------|
| 支 出 項 目 | 1 資料作成費 | 令和3年 3月30日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 2 2 4 円 |
| 内 容 | 中町けい議会報告レポート 800部新聞折り込み配布として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 証

(中町けい)

様 No.

★ 44224
但 3/31 手渡し 800枚以上代り
2021年 3月 30 日 上記正に領収いたしました

取 入
印 紙

内訳 税率 % 金額(税込込)
消費税額等

税率 % 金額(税込込)
消費税額等

読売センター西船橋北部

久保 大介

T273-0047 千葉県船橋市藤原1-2-8
TEL 047(337)5431 FAX 047(339)5116

コクヨ ヴケ-1097

新聞折込 配布エリア 一覧

| | |
|------------|--|
| 読売新聞 西船橋北部 | |
| | |

| 市郡別 | 読売新聞 | |
|-----|----------|-----|
| | 配布エリア | 折込数 |
| 市川市 | 柏井町1~4丁目 | 450 |
| | 奉免町全域 | 350 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計配布数 | 800 |
| | | |
| | | |

様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中田 | 2-1 |

| | | |
|---------|--------------------|---------------|
| 支 出 項 目 | 2 資料購入費 | 令和2年 4月3日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 領 | ¥ 1 9 8 0 0 円 |
| 内 容 | 千葉日報 令和2年 4~9月分として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領収証

中田 主 様

2020年4月3日

No. 29271

金額

¥ 1 9 8 0 0 -

内

千葉日報 4~9月分として

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等



読売センター 本八幡南部

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

所長 菅原 亮

〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-5-13小高ビル1F

TEL 047(378)3093 FAX 047(378)2256

現金・カード・()

登録番号

HISAGO #779

様式第9号（第6条関係）

(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中田 | 2-2 |

| | | |
|----------|----------------------|---------------|
| 支 出 項 目 | 2 資料購入費 | 令和2年 10月1日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 2 5 2 0 0 円 |
| 内 容 | 読売新聞 令和2年 10月～3月分として | 按分割合 100% |
| 《領収書添付欄》 | | |

領収証

No. 11609

中田 主 様 2020年10月1日

金額 ¥ 2 5 2 0 0 -

但 読売 R2.10月～R3.3月分として

飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等



読売センター本八幡南部

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

所長 菅原 亮

〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-5-13小高ビル1F

TEL 047(378)3093 FAX 047(378)2256

現金・カード ()

HISAGO #779

登録番号

様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中野 | 4-1 |

| | | |
|---------|--|---------------|
| 支 出 項 目 | 4 調査研修費 | 令和2年 11月5日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 7 2 6 0 円 |
| 内 容 | 政務活動費視察 11/5 水戸市役所 「中核市への移行について」の視察 | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

市外出張旅費明細書

| | | |
|---------------|--------------------------|---------|
| 出張者氏名 (1名) | 中町 けい | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 日 時 | 令和2年11月5日(木) | |
| 場 目 所 的 | ○「水戸市役所」 ・中核市への移行について | |
| 旅 費 額 | 運 費 | 3,960 円 |
| | 特急料金 | 0 円 |
| | 日 当 | 3,300 円 |
| | 宿泊料 | 0 円 |
| | その他(バス・航空運賃) | 0 円 |
| | 一人あたり合計額 | 7,260 円 |
| | 総額(1名分) | 7,260 円 |
| 備 考 | | |

政務活動費視察 旅費計算表

令和2年11月5日(木)
視察市:水戸市

旅 程

11/5 本八幡 (JR) → 西船橋 → 新松戸 → 取手 → 水戸《水戸市役所》→ 我孫子
新松戸 → 西船橋 → 本八幡 (JR)

○運賃 3,960円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|-----|---|----|--------|---------|----------------|
| 本八幡 | ↔ | 水戸 | 3,960円 | 224.2km | JR総武線・武蔵野線・常磐線 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

○その他 0円

| ・特急料金 100km以上 | | 0円 | | | |
|---------------|--|----|----|----|----|
| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・バス運賃 1.5km以上 0円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・航空運賃 0円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※往復 = 「↔」、片道 = 「→」

總距離 224.2km

○宿泊料(議員) 0円 @16,500円/泊

○日 当 3,300円 @ 3,300円/日

議員1人分計 7,260円

議員3人分計 21,780円

視察報告書

会派名 市民の声を届ける会

視察先 茨城県 水戸市

視察案件 「中核市移行について」

実施日 令和2年11月5日

参加者氏名

市民の声を届ける会（3名）

かつまた 竜大議員、中町 けい議員、つちや 正順議員

（1） 視察先の概要

人口 269,343人 面積 217.32km²

令和2年4月1日に中核市へ移行

水戸市議会 定数：28人

水戸徳川家所縁の地であり、水戸黄門（徳川光圀）や偕楽園が知られている。

毎年2月には水戸の梅まつりが、8月には水戸黄門まつり、9月には水戸萩まつりが開催される。

明治時代以降は納豆（水戸納豆）の生産が盛んになった。

中心部を含む市域の大部分は旧茨城郡（1878年より東茨城郡）であり、茨城県の名称は県庁が茨城郡水戸に置かれたことに由来する。

市域の一部に旧那珂郡域を含む。

（2） 視察目的

- ・中核市移行について
- ・新庁舎の視察

（3） 中核市移行について主な質疑内容

- ・中核市移行の経緯とプロセスについて

中核市制度は、政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民に身近なところで行政を行うことを可能にする為に、平成27年4月からは地方自治法の一部を改正する法律が施行され、人口要件が30万人以上から20万人以上に緩和され、水戸市も中核市指定の要件を備えることとなりました。それに伴い、中核市を目指したとの事。

・中核市のメリット、デメリットについて

本市の特性や市民の声による特色ある施策の展開、県を経由していた情報を市が直接収集することによる健康危機への迅速な対応、県と市とがそれぞれ実施してきた関連性のある事務を一体的に行うことによる窓口の一元化等、個別の移譲事務において市民サービスの向上が期待できます。

1 特色ある施策の展開

これまで、県が県内で統一的に行われていた施策に基づきサービスを提供していました。中核市移行後は、本市の特性や直接的な市民の声の反映、移譲事務と既存の市施策との総合的な連携、さらには保健所関係許可・届出情報などの新たなデータの活用など、本市の実情を反映させた特色ある施策を展開することにより、きめ細かなサービスの提供ができるようになります。

2 健康危機への迅速な対応

新型インフルエンザ等の感染症や食中毒をはじめとした、市民の生命及び健康に重大な被害を及ぼす健康危機が市内で発生した場合、これまで県の判断に基づき対応をしていましたが、中核市移行後は、市が情報を直接収集し、調査、指導及び措置等をすることにより、迅速な対応ができるようになります。

また、これまで県を経由していた国からの情報を、中核市移行後は、市が直接収集することにより、市民にとって必要な情報を迅速に周知することができるようになります。

3 窓口の一元化

これまで県と市において、それぞれ実施してきた関連性のある事務を、中核市移行後は、市で一体的に行うことにより、窓口の一元化が図られ、市民や事業者は一つの窓口で手続等を行うことができるようになります。

4 事務処理の効率化

これまで市を経由して県が行っていた事務を、中核市移行後は、市が一括して行うこと

により、事務処理の効率化、迅速化が図られ、市民や事業者にとって、交付及び許可等の手続に係る時間の短縮が図られます。

行政機能の強化

事務の移譲による権限の拡大や連携中枢都市圏の形成が可能になることにより、行政機能の強化が図られ、幅広く市民サービスを提供することができます。

特に、保健所については、医師、獣医師、薬剤師、保健師などの専門職を配置するため、保健センターと一体となった総合的な保健衛生行政の拠点を形成することができます。

その結果、保健、医療、福祉の連携の推進や健康危機管理機能の強化が図られるとともに、食品及び医薬品の試験検査や生活衛生営業施設に対する監視指導等の実施による衛生的で快適な生活環境の確保、さらには、保健サービスの総合的な実施による健康増進活動の支援を拡充することができます。

職員の能力向上

今後、県から移譲される多くの事務に対応し、様々な施策に取り組んでいくことにより、移譲事務に係るサービスを確実に提供できる能力、独自施策を創造的に展開できる能力、幅広い分野において都市の魅力を高めることができる能力など、職員の能力向上が図られ、既存事業を含めた施策の強化が期待できます。

都市のイメージアップ

中核市には、北は函館市から南は那覇市まで、知名度も高い58の市が指定されています。これらの市とともに、政令指定都市に準じた中核市として位置付けがなされることにより、都市のイメージアップが図られ、経済活動や観光事業など市全体の活性化にもつながることが期待できます。

・中核市移行時における初期コストとランニングコストについて

具体的なコストは資料に記載している。

地方交付税の交付団体の為に、国からの交付金で賄われる為に財政負担は無いのが大きかった。

その点不交付団体の市川市とは大きく違う点だと思われる。

※資料から参照

移行の準備については、保健所等整備費で約 20.4 億円、システム開発経費等のその他の経費

で約 0.3 億円、合計で約 20.7 億円の経費がかかりました。これらに係る特定財源としては、電

源立地地域対策補助金 12 億円（平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間分）、市債 4 億円であ

り、残りの 4.7 億円については、財政調整基金を活用しました。

また、毎年度の行政運営経費については、移譲事務に係る経費、職員の人事費等により、歳

出が増加しますが、普通交付税等により歳入が増加し、歳入歳出の均衡が図られる見込みです。

令和 2 年度においても、既存の事務事業への財政的負担が生じない予算となっております

・財政負担に対する市民の反応や声について

財政負担が初期コストのみなので、市民から反対の声はそもそもなかった。

・移管事務に対する研修・引き継ぎ・基幹システムについて

予め 1~2 年職員が研修に出向していたのと、引き継ぎ時に県の職員に数年滞在してもらう様に事前調整していたので大きな混乱はなかった。

システム費に関しては資料に記載

※資料から参照

職員数については、県からの移譲事務の半数以上を占める保健所事務を実施するために 58 人、

産業廃棄物関係事務など保健所事務以外の事務を実施するために 24 人、合計で 82 人を増員し

ました。また、平成 29 年度は 3 人、平成 30 年度は 11 人、令和元年度は 20 人が県における実務研修を行いました。

・事務の移譲による市民サービスの向上には具体的にどのような物が有るのか。

具体的には、新型コロナウィルス対策に関して、直接国の情報がダイレクトに入ってくるので、保健所と医師会と連携し先手の対応ができた。

発生範囲に関しては飲食店で発生した場合は、公表している。その辺りの裁量に関しても中核市に移行したメリットと感じている。

・新庁舎の視察

平成31年1月4日開庁

平成23年の東日本大震災による震度6弱の揺れで被災した市庁舎が「半壊」と認定され新庁舎の建て替えを進めてきた。

新庁舎は「安全で市民が快適に利用できる庁舎」と過去の災害の経験を活かした総合防災拠点として高い安全性を備え大きな災害時にも継続して使用できる庁舎としています。誰もが安心して使用できるように、ユニバーサルデザインを取り入れ、バリアフリー化もしています。

また環境にやさしい庁舎として・太陽光発電やエコボイド(吹抜け)の活用・トイレ洗浄などの雑用水に、井戸水や雨水を利用している。

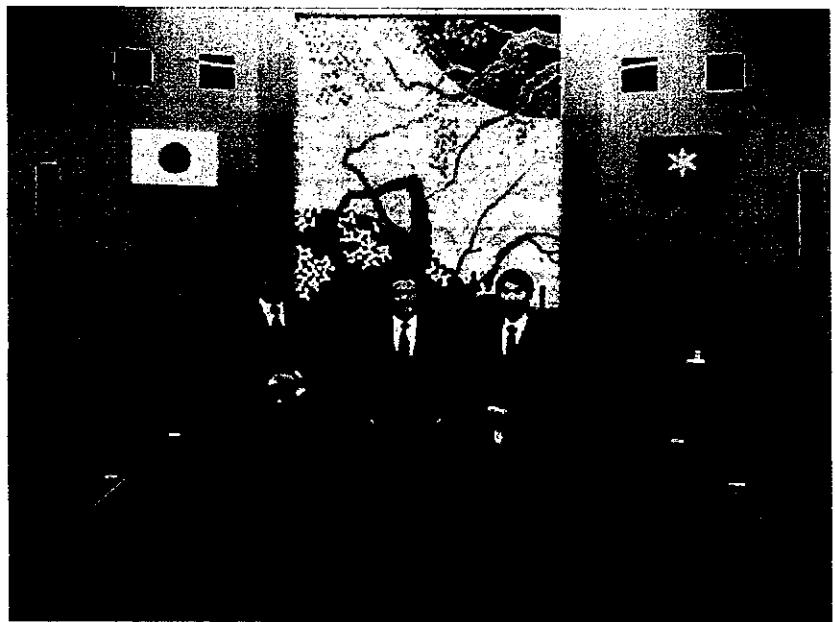
フロア一対応としては、引越しや福祉に関する窓口を集約している

新庁舎では、転入・転出などの住民異動や戸籍の届出に関する窓口を集約し、ひとつのフロアで多くの手続を行うことができる「ワンフロア・コンプリート・サービス」を実現。

■ひとつの窓口で受付⇒市民課に住民異動と戸籍の届出に関する総合窓口を設置し手続を取扱っている。

※専門的な相談が必要な場合は、それぞれの業務を担当する部署を案内している。

■同じフロアで受付⇒利用の多い福祉などの窓口部門を低層階に集約配置していました。

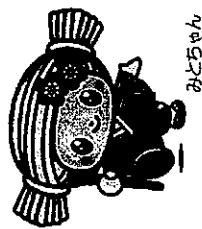


★ 水戸市

総務部 行政経営課
課長



〒 310-8610
茨城県水戸市中央1丁目4番1号
TEL/ 029-232-9227(直通)
FAX/ 029-228-2825
Mail/ [REDACTED]

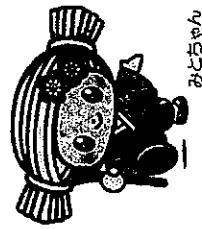


★ 水戸市

総務部 行政経営課
課長補佐



〒 310-8610
茨城県水戸市中央1丁目4番1号
TEL/ 029-232-9227(直通)
FAX/ 029-228-2825
Mail/ [REDACTED]

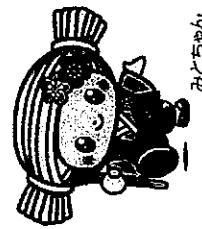


★ 水戸市

総務部 行政経営課
主幹



〒 310-8610
茨城県水戸市中央1丁目4番1号
TEL/ 029-232-9227(直通)
FAX/ 029-228-2825
Mail/ [REDACTED]



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中野 | 4-2 |

| | | |
|----------|--|----------------|
| 支 出 項 目 | 4 調査研修費 | 令和2年 11月12日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | 円 |
| | ¥ 5 5 4 0 | |
| 内 容 | 政務活動費視察 11/12 千葉県動物愛護センター本所 「動物愛護について」の視察 | 按分割合 100% |
| 《領収書添付欄》 | | |

市外出張旅費明細書

| | | |
|------------------|-----------------------------------|---------------|
| 出張者氏名 (1名) | 中町 けい | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 日 時 | 令和2年11月12日(木) |
| 場 目 所 的 | ○「千葉県動物愛護センター本所」 ・動物愛護センターについて | |
| 旅 費 額 | 運 費 | 2,240 円 |
| | 特急料金 | 0 円 |
| | 日 当 | 3,300 円 |
| | 宿泊料 | 0 円 |
| | その他(バス・航空運賃) | 0 円 |
| | 一人あたり合計額 | 5,540 円 |
| | 総額(1名分) | 5,540 円 |
| 備 考 | | |

政務活動費視察 旅費計算表

令和2年11月12日(木)
視察市：千葉県富里市

旅 程

11/12 京成本八幡 → 京成成田 → 京成成田駅東口 → 両国四ツ角 → 《動物愛護センター本所》→ 両国四ツ角 → 京成成田駅東口 → 京成成田 → 京成本八幡

○運賃 1,220円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|------|---|------|--------|--------|-----|
| 京成八幡 | ↔ | 京成成田 | 1,220円 | 84.2km | 京成線 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

○その他 1,020円

| ・特急料金 100k以上 | | 0円 | 金額 | 距離 | 備考 |
|--------------|--|----|----|----|----|
| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・バス運賃 1.5k以上 1,020円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|---------|---|-------|--------|--------|------|
| 京成成田駅東口 | ↔ | 両国四ツ角 | 1,020円 | 22.0km | 千葉交通 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

・航空運賃 0円

| 発 | | 着 | 金額 | 距離 | 備考 |
|---|--|---|----|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※往復 = 「↔」、片道 = 「→」

総距離 106.2km

○宿泊料(議員) 0円 @ 16,500円／泊

○日 当 3,300円 @ 3,300円／日

議員1人分計 5,540円

議員1人分計 5,540円

視察報告書

会派名 市民の声を届ける会

視察先 千葉県動物愛護センター本所

視察案件 「動物愛護について」

実施日 令和2年11月12日

参加者氏名

中町 けい(1)

(1) 視察先の概要

千葉県動物愛護センター本所

動物愛護普及事業

- ・犬のしつけ教室
- ・犬猫の譲渡会
- ・動物愛護教室
- ・親子体験教室
- ・子猫の一時飼養ボランティア講習会
- ・動物愛護週間行事

動物による危害・被害防止時事業

- ・野犬等の捕獲・抑留及び返還
- ・負傷動物の保護・収容
- ・犬・猫に関する苦情処理・引取り
- ・こう傷犬(飼い主不明)の狂犬病診断
- ・動物に関する正しい飼い方推進月間
- ・動物による危害防止対策強化月間

その他

動物に関する調査研究

動物の管理・処分

(2) 視察目的

- ・現在の受け入れ基準について
- ・保護動物の健康管理及び飼育環境について

- ・受け入れ件数、譲渡件数、殺処分数の推移について
- ・犬と猫との出会いの場サイトの効果と課題について
- ・新しい飼い主を探す為の取り組みについて
- ・出前授業の開催状況について
- ・動物愛護団体との連携について

(3) 主な質疑内容

- ・現在の受け入れ基準について

14日間の犬・猫の引き取りを拒否できる旨に改正した為に、安い受け入れを行なわず、まずは家族や身内やインターネット等によっては新しい飼い主を捜す取り組みをはじめて貰う事により、引取り数が減っている。

高齢者の引取り依頼についてはその間、職員さんも協力し「犬と猫との出会いの場」サイトに掲載して新しい飼い主さんを見つけ取り組みをしている。

こここの水際対策がとても大切だと仰っていたが私も同様に感じた。

- ・保護動物の健康管理及び飼育環境について

現地で様々な動物を実際に拝見させて頂きました。

まず保護犬、猫は7日経過しないと所有権が、愛護センター側にならないので、保護した日付毎に部屋が分かれている。

所有権が移行した犬は、トレーニングをしたり日中は広いドッグランができる施設にいる。室内犬は室内の檻の中にいる。

猫は、収容後、エイズ等のウィルス検査を行ない、その後去勢・避妊手術を施設内にて行なう。

オス、メスで分かれおり、さらにエイズ等のウィルスによる持病のある猫で部屋が違っている。

職員さんが猫の部屋を改築し、譲渡向けの猫の部屋は一般的の室内飼いを想定した、広く遊べる作りの部屋となっている。

- ・受け入れ件数、譲渡件数、殺処分数の推移について

資料に記載している。

ここ何年か前は子犬も多く、特に猫の繁殖力が高い為に殺処分数も高かった。

実際に殺処分を行なっている施設も見学させていただいた。

昔はガスだったが、現在は麻酔による処分だと説明を受けた。

殺処分が減った理由に、ボランティア団体さんとの協力が欠かせず、およそ収容の7割の犬猫はボランティア団体さんが引取って新しい飼い主とかけ橋になっているそうです。
ですので実際に殺処分が減っていても、新しい飼い主さんが見つかるまでのボランティア団体さんの負担は相当高いものだと推測する。

・犬と猫との出会いの場サイトの効果と課題について

新型コロナウィルスによる影響により、今年度は譲渡会が出来ない事から、マッチングサイトの運用をはじめた。

譲りたい方の掲載件数に対して譲って欲しい方の周知を今後どのように広げていけるかが課題であるそうです。

人口が多い県内北西部(市川市・松戸市・船橋市・千葉市)などが従前も譲渡希望者が比較的多い地区だつとそうなので我が市川市も共に周知に力を入れるべきと感じます。

・新しい飼い主を探す為の取り組みについて

この施設に直接来る譲渡希望者は高齢者が多いそうで、仮に高齢者に譲っても同じように施設に戻ってしまう可能性が高く、譲渡する上で厳しく制約をしているそうです。

そのようなリスクも多い事から、積極的にボランティア団体さんと協力しているそうで、特に子猫の場合の引取りや収容が多く、成猫と子猫の割合だと、子猫の方が圧倒的に譲渡が決まる傾向がたかいので、

先手必勝でボランティアさんとの協力体制を築いているそうです。成猫の場合は長期戦になる事が多いそうで、そこが課題だそうです。

また、千葉県の場合は他の動物愛護センターと違い、捕獲・収容数に対して返還数が低く、マイクロチップ導入率も20%前後と低いので、

実際海岸等で捨てられてしまうとどんどん野犬化してしまう恐れがあるので、マイクロチップの普及率も高めていくことも課題の一つだそうです。

・出前授業の開催状況について

近年動物アレルギーの子ども達も多く、学校からのオファーが減っている実情があるそうです。

特に新型コロナの影響もあり今年は、特に減っているそうです。

出前授業のあり方を工夫して、命の大切さを子どもの頃から学ぶ事が大切であり、今後の課題だと思いました。

・動物愛護団体との連携について

現在 60 団体以上と協力体制を築いているそうです。

先ほども記載しましたが、現在譲渡の約 6 ~ 7 割がボランティア団体さんの協力の元施設から保護されています。

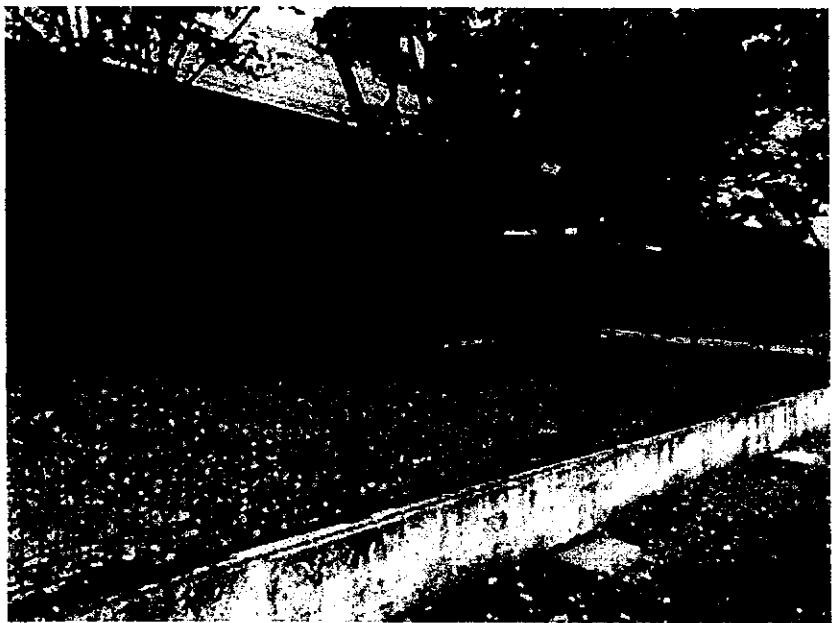
しかし、それはあくまで殺処分を免れている状態なので、多くの動物は新しい飼い主さんがいない状況です。

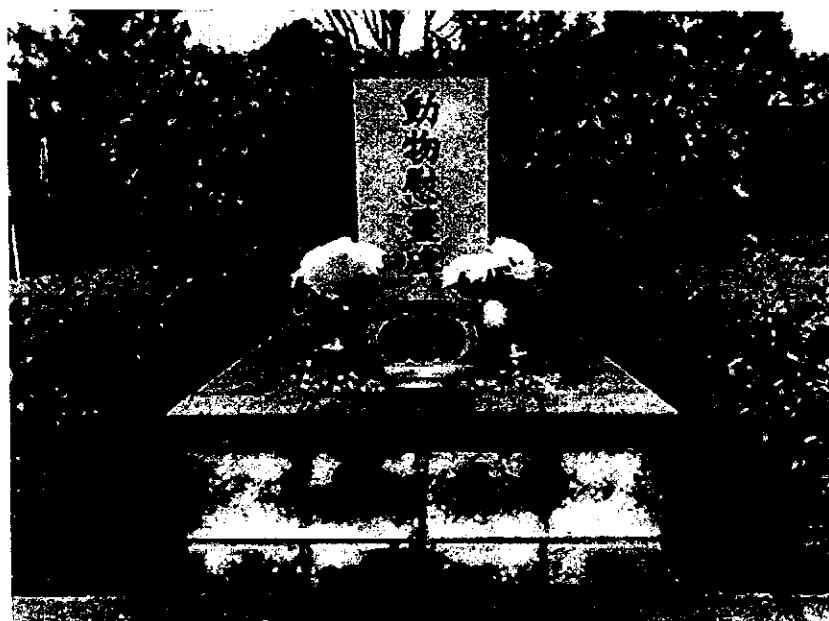
毎月かかる、餌代、病院代など相当な費用も時間の負担もかかっている事から、今後はボランティア団体の負担をどうやって行政が軽減していく仕組みを構築できるかが課題です。ボランティア団体さんの中にも、トリミングだけを行なってくれるボランティアもいるそうです。

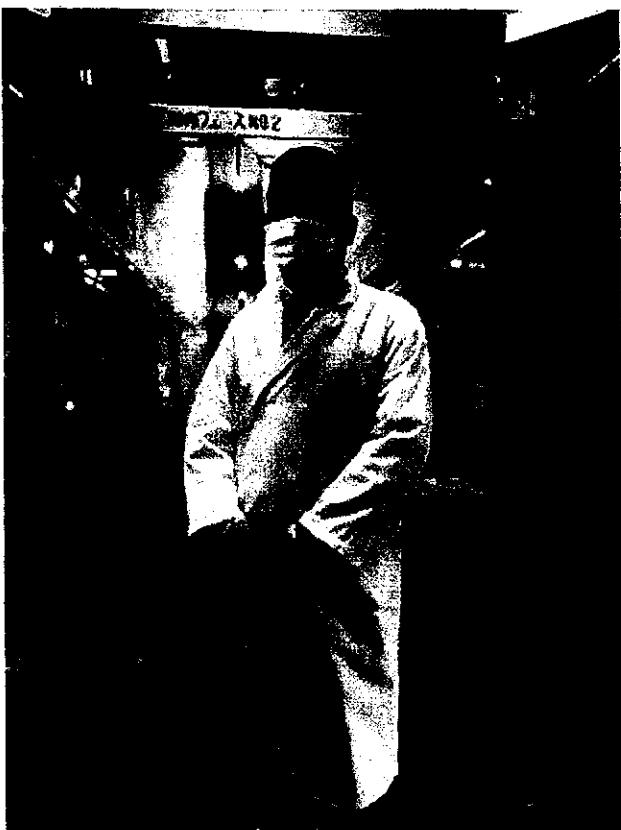
今後は「犬と猫との出会いの場サイト」の利用者が増え、本当の意味で新しい飼い主さんをどうやって広げていくかが課題であり、

例えば今迄無縁だった、写真家さんなども撮影などに協力していただき幅広いチームの必要性や全国の獣医師会や賞味期限が迫ったペットの餌を提供してもらえるような協定など様々な部分で行政も支援していく、ワンチームでの取り組みがとても大切だと感じました。









千葉県動物愛護センター

動物愛護センターは、動物愛護精神の普及、啓発を図るとともに狂犬病の予防、動物による危害防止など、動物愛護管理行政をより充実し、住みよい生活環境づくりを進めるための施設です。

業務の概要

動物愛護普及事業

- 犬のしつけ方教室（基礎講座）
- 犬・猫の譲渡会
- 犬と猫との出会いの場
- 動物愛護教室
- 親子体験教室
- 子猫の一時飼養ボランティア講習会
- 動物愛護週間行事

動物による危害・被害防止事業

- 野犬等の捕獲・抑留及び返還
- 負傷動物の保護・収容
- 犬・猫に関する苦情処理・引取り
- こう傷犬（飼い主不明）の狂犬病検診
- 動物に関する指導・助言
- 動物の正しい飼い方推進月間
- 動物による危害防止対策強化月間

その他

- 動物に関する調査研究
- 動物の管理・処分



犬関係業務実績(千葉市・船橋市・柏市を除く県内総計)

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 捕獲・収容 | 2502 | 2355 | 2185 | 1884 | 1550 | 1482 | 1210 | 1182 | 1088 | 1103 |
| 引取り | 1248 | 568 | 579 | 505 | 350 | 201 | 192 | 180 | 221 | 115 |
| 返還※ | 434 | 455 | 431 | 435 | 414 | 417 | 383 | 388 | 364 | 412 |
| 譲渡 | 1324 | 1300 | 1035 | 1026 | 950 | 993 | 818 | 714 | 735 | 641 |
| 致死処分 | 1961 | 1176 | 1376 | 959 | 589 | 215 | 181 | 273 | 219 | 180 |

猫関係業務実績(千葉市・船橋市・柏市を除く県内総計)

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 負傷猫収容 | 185 | 227 | 249 | 262 | 255 | 302 | 273 | 266 | 257 | 272 |
| 引取り | 5512 | 4065 | 3739 | 3227 | 2601 | 1792 | 1667 | 1527 | 1237 | 1291 |
| 返還※ | 11 | 13 | 14 | 10 | 30 | 11 | 11 | 12 | 12 | 20 |
| 譲渡 | 625 | 567 | 610 | 671 | 557 | 729 | 928 | 1080 | 916 | 951 |
| 致死処分 | 5042 | 3723 | 3364 | 2806 | 2291 | 1321 | 971 | 664 | 597 | 570 |

※返還頭数には、「引取り⇒返還」を含む

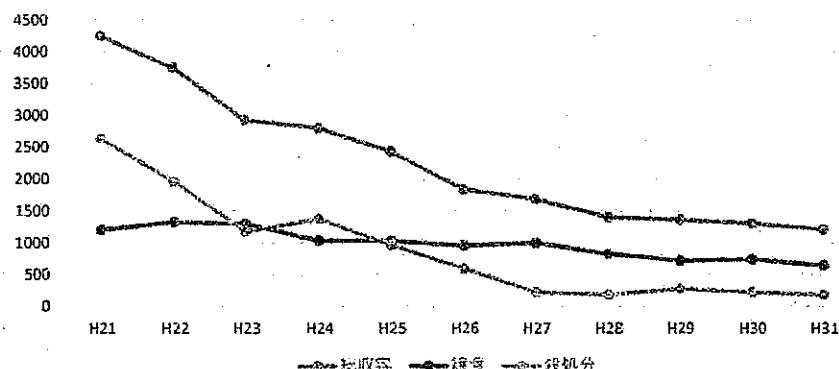
動物関係業務実績

1. 犬関係業務実績 「過去10年(千葉市・船橋市及び柏市を除く県内総計)」

| | 捕獲・収容 | 引取り | 総収容 | *返還 | 譲渡 | 殺処分 | 返還率 | 譲渡率 | 殺処分率 |
|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| H21年度 | 2,711 | 1,539 | 4,250 | 412 | 1,202 | 2,641 | 9.7% | 28.3% | 62.1% |
| H22年度 | 2,502 | 1,248 | 3,750 | 428 | 1,324 | 1,961 | 11.4% | 35.3% | 52.3% |
| H23年度 | 2,355 | 568 | 2,923 | 454 | 1,300 | 1,176 | 15.5% | 44.5% | 40.2% |
| H24年度 | 2,241 | 555 | 2,796 | 431 | 1,035 | 1,376 | 15.4% | 37.0% | 49.2% |
| H25年度 | 1,922 | 505 | 2,427 | 435 | 1,026 | 959 | 17.9% | 42.3% | 39.5% |
| H26年度 | 1,586 | 249 | 1,835 | 414 | 950 | 589 | 22.6% | 51.8% | 32.1% |
| H27年度 | 1,469 | 214 | 1,683 | 417 | 993 | 215 | 24.8% | 59.0% | 12.8% |
| H28年度 | 1,205 | 197 | 1,402 | 383 | 818 | 181 | 27.3% | 58.3% | 12.9% |
| H29年度 | 1,178 | 185 | 1,363 | 389 | 714 | 273 | 28.5% | 52.4% | 20.0% |
| H30年度 | 1,088 | 221 | 1,309 | 364 | 735 | 219 | 27.8% | 56.1% | 16.7% |
| H31年度 | 1,103 | 115 | 1,218 | 412 | 641 | 180 | 33.8% | 52.6% | 14.8% |

*返還頭数には、「引取り⇒返還」を含む

犬収容・譲渡・殺処分数

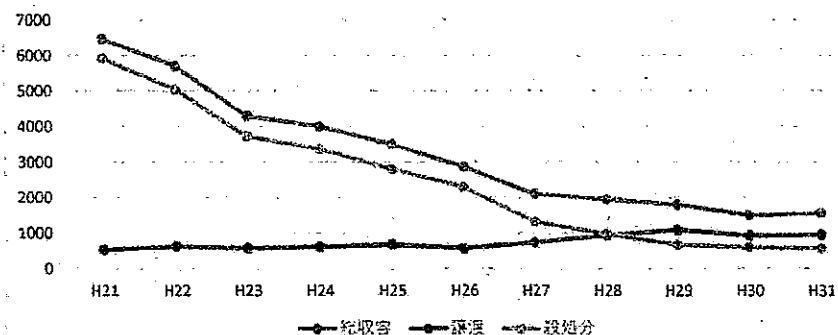


2. 猫関係業務実績 「過去10年(千葉市・船橋市及び柏市を除く県内総計)」

| | 負傷猫収容 | 引取り | 総収容 | *返還 | 譲渡 | 殺処分 | 返還率 | 譲渡率 | 殺処分率 |
|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|------|-------|-------|
| H21年度 | 212 | 6,246 | 6,458 | 16 | 530 | 5,915 | 0.2% | 8.2% | 91.6% |
| H22年度 | 185 | 5,512 | 5,697 | 11 | 625 | 5,042 | 0.2% | 11.0% | 88.5% |
| H23年度 | 227 | 4,065 | 4,292 | 13 | 567 | 3,723 | 0.3% | 13.2% | 86.7% |
| H24年度 | 249 | 3,748 | 3,997 | 14 | 610 | 3,364 | 0.4% | 15.3% | 84.2% |
| H25年度 | 262 | 3,227 | 3,489 | 10 | 671 | 2,806 | 0.3% | 19.2% | 80.4% |
| H26年度 | 255 | 2,601 | 2,856 | 30 | 557 | 2,291 | 1.1% | 19.5% | 80.2% |
| H27年度 | 302 | 1,792 | 2,094 | 11 | 729 | 1,321 | 0.5% | 34.8% | 63.1% |
| H28年度 | 273 | 1,667 | 1,940 | 11 | 928 | 971 | 0.6% | 47.8% | 50.1% |
| H29年度 | 266 | 1,526 | 1,792 | 12 | 1,080 | 664 | 0.7% | 60.3% | 37.1% |
| H30年度 | 257 | 1,237 | 1,494 | 12 | 916 | 597 | 0.8% | 61.3% | 40.0% |
| H31年度 | 272 | 1,291 | 1,563 | 20 | 951 | 570 | 1.3% | 60.8% | 36.5% |

*返還頭数には、「引取り⇒返還」を含む

猫収容・譲渡・殺処分数



3. 平成31年度譲渡事業進捗状況

平成31年度 月別譲渡犬頭数（本所）

| 月 | 一般 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|----|----|--------|-----|-----|
| | 成犬 | 子犬 | 成犬 | 子犬 | |
| 4月 | 10 | 0 | 23 | 23 | 56 |
| 5月 | 15 | 0 | 19 | 19 | 53 |
| 6月 | 4 | 0 | 18 | 14 | 36 |
| 7月 | 3 | 0 | 19 | 1 | 23 |
| 8月 | 7 | 0 | 26 | 22 | 55 |
| 9月 | 8 | 0 | 9 | 14 | 31 |
| 10月 | 9 | 0 | 20 | 9 | 38 |
| 11月 | 3 | 0 | 22 | 28 | 53 |
| 12月 | 4 | 0 | 34 | 14 | 52 |
| 1月 | 6 | 0 | 23 | 9 | 38 |
| 2月 | 3 | 0 | 15 | 19 | 37 |
| 3月 | 7 | 0 | 35 | 31 | 73 |
| 合計 | 79 | 0 | 263 | 203 | 545 |

平成31年度 月別譲渡猫頭数（本所）

| 月 | 一般 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|----|----|--------|-----|-----|
| | 成猫 | 子猫 | 成猫 | 子猫 | |
| 4月 | 3 | 0 | 5 | 13 | 21 |
| 5月 | 3 | 3 | 1 | 96 | 103 |
| 6月 | 0 | 0 | 3 | 83 | 86 |
| 7月 | 7 | 0 | 16 | 97 | 120 |
| 8月 | 2 | 0 | 21 | 79 | 102 |
| 9月 | 2 | 0 | 2 | 107 | 111 |
| 10月 | 2 | 0 | 3 | 86 | 91 |
| 11月 | 7 | 0 | 4 | 46 | 57 |
| 12月 | 0 | 0 | 16 | 3 | 19 |
| 1月 | 4 | 0 | 11 | 5 | 20 |
| 2月 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| 3月 | 1 | 0 | 12 | 11 | 24 |
| 合計 | 31 | 3 | 104 | 626 | 764 |

平成31年度 月別譲渡犬頭数（支所）

| 月 | 一般 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|----|----|--------|----|----|
| | 成犬 | 子犬 | 成犬 | 子犬 | |
| 4月 | 1 | 0 | 6 | 4 | 11 |
| 5月 | 0 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| 6月 | 1 | 0 | 5 | 0 | 6 |
| 7月 | 4 | 0 | 3 | 0 | 7 |
| 8月 | 2 | 0 | 8 | 1 | 11 |
| 9月 | 1 | 0 | 12 | 0 | 13 |
| 10月 | 3 | 0 | 2 | 0 | 5 |
| 11月 | 1 | 0 | 5 | 8 | 14 |
| 12月 | 3 | 0 | 8 | 3 | 14 |
| 1月 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 2月 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 3月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 合計 | 17 | 0 | 61 | 16 | 94 |

平成31年度 月別譲渡猫頭数（支所）

| 月 | 一般 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|----|----|--------|-----|-----|
| | 成猫 | 子猫 | 成猫 | 子猫 | |
| 4月 | 0 | 0 | 5 | 6 | 11 |
| 5月 | 1 | 0 | 1 | 34 | 36 |
| 6月 | 0 | 0 | 1 | 30 | 31 |
| 7月 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 |
| 8月 | 3 | 2 | 2 | 9 | 16 |
| 9月 | 0 | 0 | 1 | 19 | 20 |
| 10月 | 0 | 0 | 1 | 19 | 20 |
| 11月 | 2 | 0 | 4 | 3 | 9 |
| 12月 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| 1月 | 2 | 0 | 5 | 1 | 8 |
| 2月 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 3月 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 合計 | 10 | 2 | 25 | 147 | 184 |

平成31年度 月別譲渡犬頭数（全体）

| 月 | 一般 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|----|----|--------|-----|-----|
| | 成犬 | 子犬 | 成犬 | 子犬 | |
| 4月 | 11 | 0 | 29 | 27 | 67 |
| 5月 | 15 | 0 | 26 | 19 | 60 |
| 6月 | 5 | 0 | 23 | 14 | 42 |
| 7月 | 7 | 0 | 22 | 1 | 30 |
| 8月 | 9 | 0 | 34 | 23 | 66 |
| 9月 | 9 | 0 | 21 | 14 | 44 |
| 10月 | 12 | 0 | 22 | 9 | 43 |
| 11月 | 4 | 0 | 27 | 36 | 67 |
| 12月 | 7 | 0 | 42 | 17 | 66 |
| 1月 | 6 | 0 | 25 | 9 | 40 |
| 2月 | 3 | 0 | 17 | 19 | 39 |
| 3月 | 8 | 0 | 36 | 31 | 75 |
| 合計 | 96 | 0 | 324 | 219 | 639 |

平成31年度 月別譲渡猫頭数（全体）

| 月 | 一般譲渡 | | ボランティア | | 小計 |
|-----|------|----|--------|-----|-----|
| | 成猫 | 子猫 | 成猫 | 子猫 | |
| 4月 | 3 | 0 | 10 | 19 | 32 |
| 5月 | 4 | 3 | 2 | 130 | 139 |
| 6月 | 0 | 0 | 4 | 113 | 117 |
| 7月 | 7 | 0 | 16 | 117 | 140 |
| 8月 | 5 | 2 | 23 | 88 | 118 |
| 9月 | 2 | 0 | 3 | 126 | 131 |
| 10月 | 2 | 0 | 4 | 105 | 111 |
| 11月 | 9 | 0 | 8 | 49 | 66 |
| 12月 | 0 | 0 | 17 | 9 | 26 |
| 1月 | 6 | 0 | 16 | 6 | 28 |
| 2月 | 0 | 0 | 13 | 0 | 13 |
| 3月 | 3 | 0 | 13 | 11 | 27 |
| 合計 | 41 | 5 | 129 | 773 | 948 |

愛護事業関係業務実績

〈本所分〉

1 愛護教室・しつけ方教室・親子体験教室等

| | 愛護教室・イベント | | しつけ方教室 | | 親子体験教室 | | バビークラス | |
|-------|-----------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 開催回数 | 参加者数 | 開催回数 | 参加人数 | 開催回数 | 参加人数 | 開催回数 | 参加人数 |
| H24年度 | 9 | 1459 | 13 | 189 | 5 | 61 | 7 | 38 |
| H25年度 | 14 | 2345 | 14 | 303 | 5 | 31 | 14 | 81 |
| H26年度 | 13 | 1038 | 17 | 274 | 4 | 24 | 14 | 74 |
| H27年度 | 18 | 1727 | 17 | 211 | 4 | 24 | 20 | 77 |
| H28年度 | 16 | 1670 | 15 | 137 | 4 | 57 | 20 | 70 |
| H29年度 | 18 | 1085 | 15 | 139 | 4 | 63 | 12 | 21 |
| H30年度 | 17 | 5360 | 14 | 174 | 4 | 30 | 17 | 35 |
| H31年度 | 12 | 2539 | 14 | 160 | 4 | 53 | 20 | 32 |

フェスティバル1087名

1511名+1087名=2539名

2 動物愛護教室実施数

| 開催日 | 場 所 | 参加人数 | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月16日 | にじいろ保育園佐倉（佐倉市） | 65 | | | | | | | | | | | | |
| 6月5日 | 千葉県立八街高等学校 | 26 | | | | | | | | | | | | |
| 6月10日 | 成田市橘賀台小学校 | 38 | | | | | | | | | | | | |
| 8月8日 | 千葉県立八街高等学校 | 39 | | | | | | | | | | | | |
| 9月15日 | 鎌ヶ谷市中央児童センター | 27 | | | | | | | | | | | | |
| 10月8日 | 勝浦市立上野小学校 | 16 | | | | | | | | | | | | |
| 10月30日 | 大多喜町立大多喜西小学校 | 38 | | | | | | | | | | | | |
| 11月6日 | 千葉県立八街高等学校 | 24 | | | | | | | | | | | | |
| 11月13日 | 横芝光町立東陽小学校 | 46 | | | | | | | | | | | | |
| 11月21日 | 白井第二小学校 | 26 | | | | | | | | | | | | |
| 1月17日 | 市原市教育センター | 20 | | | | | | | | | | | | |
| 3月18日 | 大多喜町立大多喜中学校 | 59 | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 12回 | 424 | | | | | | | | | | | | |

3 飼い主さがしの会

| 開催回数 | | 参加者数 | | | | 譲渡希望頭数 | | | | 譲渡決定数 | | | |
|-------|----|----------|-----|----------|-----|--------|-----|-----|-----|-------|----|----|-----|
| | | 動物持参者(組) | | 飼養希望者(組) | | 犬 | | 猫 | | 犬 | | 猫 | |
| | | 犬 | 猫 | 犬 | 猫 | 成犬 | 子犬 | 成猫 | 子猫 | 成犬 | 子犬 | 成猫 | 子猫 |
| H24年度 | 12 | 42 | 70 | 126 | 49 | 109 | | 211 | | 59 | | 38 | |
| H25年度 | 12 | 48 | 95 | 132 | 95 | 118 | | 321 | | 86 | | 78 | |
| H26年度 | 12 | 58 | 89 | 168 | 103 | 25 | 102 | 19 | 209 | 13 | 77 | 5 | 87 |
| H27年度 | 12 | 51 | 144 | 160 | 129 | 25 | 79 | 65 | 370 | 10 | 63 | 15 | 96 |
| H28年度 | 12 | 56 | 159 | 155 | 169 | 41 | 73 | 53 | 434 | 13 | 56 | 7 | 148 |
| 9年度 | 12 | 38 | 148 | 119 | 140 | 27 | 45 | 100 | 328 | 13 | 40 | 24 | 92 |
| H30年度 | 12 | 47 | 167 | 129 | 75 | 43 | 44 | 129 | 276 | 20 | 34 | 17 | 49 |
| H31年度 | 12 | 33 | 113 | 101 | 57 | 36 | 41 | 96 | 184 | 16 | 31 | 10 | 38 |



千葉県健康福祉部
動物愛護センター

所長



〒286-0211 富里市御料709-1
TEL 0476(93)5711 FAX 0476(93)5326
E-mail: [REDACTED]



千葉県健康福祉部
動物愛護センター

次長



千葉県健康福祉部
動物愛護センター

次長



〒286-0211 富里市御料709-1
TEL 0476(93)5711 FAX 0476(93)5326
E-mail: [REDACTED]



千葉県健康福祉部
動物愛護センター

チーフ



様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 5-1 |

| | | |
|---------|----------|----------------|
| 支 出 項 目 | 5 備品購入費 | 令和2年 8月 27日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 5 8 8 0 0 円 |
| 内 容 | ・パソコンとして | 按分割合 50% |

《領収書添付欄》

別紙に添付

領收証

◎ ソフマップ
パソコン総合館

AKIBA2号店

店舗総合案内受付 フリーコール0077-78-9888
携帯電話・PHS・IP電話から(有料)050-3032-9888

中町けい様

¥118,150-

(内、消費税等 ¥10,740-)

お品物（ ）代として
上記正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき 神田
税務署承認済

ソフマップでは高額買取実施中!
ご不用になったパソコンやDVD、
TVゲーなど高く買い取ります

2020/08/27/17:03

4954591519013 81LK001DWR
GPC-Nト @¥108,910 ¥119,800
[PC] Lenovo 0801-0930特価
61463 値引 ¥-5,500
P_11=114,300
2000058048021 S_ケルヌイ物...ケツガクアツ
ケツガクナ ¥500 ¥550
P_1=550

|2042000165011 テントウパソコンセレクティ
|付与無し
|付与無し

|2042000166018 テントウアーリーサンストール
|付与無し
|付与無し

|2110002893567 テントウセレクトアフ^{50%OFF}ト
|付与無し
|付与無し

|2110002893567 テントウセレクトアフ^{50%OFF}ト
|付与無し
|付与無し

セト 値引 ケーブル
15509 ¥-3,300
合計 ¥118,150 ← 2025 117,600円

(内、消費税等 ¥10,740)

点数 6

お支払い ¥118,150

現金 ¥120,150

(内、消費税等 ¥10,740)

釣戻 ¥2,000

様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中野 | 8-1 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 6月18日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 2 9 円 |
| 内 容 | 4月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和2年 6月18日

中 町 様

¥429

但 4月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-2 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 6月18日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 3 5 円 |
| 内 容 | 5月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和2年 6月18日

中 町 様

¥435

但 5月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| ○ | 8-3 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 12月8日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 領 | 半 4 2 4 円 |
| 内 容 | 6月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和 2年12月 8日

中 町 様

¥424

但 6月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-4 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 12月8日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 領 | ¥ 4 2 4 円 |
| 内 容 | 7月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和2年12月8日

中 町 様

¥424

但 7月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-5 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 12月8日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ￥ 4 2 5 円 |
| 内 容 | 8月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和 2年12月 8日

中 町 様

¥425

但 8月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領收いたしました



様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中町 | 8-6 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 12月8日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 2 7 円 |
| 内 容 | 9月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和2年12月8日

中 町 様

¥427

但 9月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中町 | 8-7 |

| | | |
|---------|--------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 12月8日起票 |
| 支 払 金 額 | 金額 | ¥ 7 3 1 円 |
| 内 容 | 10月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和2年12月8日

中 町 様

¥731

但 10月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中田 | 8-8 |

| | | |
|---------|--------------------------------|---------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年 11月 7日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 2 5 円 |
| 内 容 | 11月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和 3 年 4 月 15 日

中 町 様

¥425

但 11月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）
(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中野 | 8-9 |

| | | |
|---------|--------------------------------|------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年4月7日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 4 2 5 円 |
| 内 容 | 12月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和3年4月15日

中 町 様

¥425

但 12月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-10 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年 4月 7日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | 羊 4 2 4 円 |
| 内 容 | 1月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和3年4月15日

中 町 様

¥424

但 1月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中野 | 8-11 |

| | | |
|---------|-------------------------------|--------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年 4月 7日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | 羊 4 2 4 円 |
| 内 容 | 2月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和3年4月15日

中 町 様

¥424

但 2月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| 中町 | 8-12 |

| | | |
|---------|-------------------------------|------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年4月7日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 領 | ¥ 4 2 5 円 |
| 内 容 | 3月分 パフォーマンス・チャージ料金コピー機リース料として | 按分割合 100% |

《領収書添付欄》

領 収 書

令和3年4月15日

中 町 様

¥425

但 3月分 パフォーマンス・チャージ料金
コピー機リース料として

上記正に領収いたしました



様式第9号(第6条関係)

(交付対象議員用)

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-13 |

| | | |
|----------|-------------------|----------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和3年 3月 25日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 8 2 2 9 円 |
| 内 容 | ・インクトナー ・コピー用紙 | 按分割合 100% |
| 《領収書添付欄》 | | |

新製品が安い
K's ケーズデフキ

お買上げ明細
2021年 3月25日(木) 17時16分

【お名前】

カマタ ケイ

中町 主 様

-<明細>-

| | |
|----------------------------|--------|
| 1 ●コピ用紙 | 持帰 |
| 三菱製紙 | |
| 4957250601814 RE-FSC-MX A4 | 10% |
| 10%値引対象 3点 | ¥1,029 |
| 2 ●インクカートリッジ | 持帰 |
| エプソン | |
| 4988617266858 ITH-6CL | 10% |
| 10%値引対象 1点 | ¥5,355 |
| 3 ●インクカートリッジ | 持帰 |
| エプソン | |
| 4988617266797 ITH-BK | 10% |
| 10%値引対象 2点 | ¥1,840 |
| 4 レジ袋 | 持帰 |
| -----* | |
| 2510467853463 レジフロウ | 10% |
| 1点 | ¥5 |
| 7点/合計 | ¥8,229 |
| 税率別内訳 / 課税対象額 10% | ¥8,229 |
| (内消費税額 ¥748) | |

領收証

2021年 3月25日(木) 17時16分

様

金額 ¥8,229
(内消費税等 ¥748)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥8,229
(内消費税額 ¥748)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-

| | |
|--------|--------|
| 現金 | ¥8,229 |
| (内消費税等 | ¥748) |

| | |
|--------|---------|
| 現金お預かり | ¥10,300 |
| お釣り | ¥2,071 |

ケーズデンキ市川インター店
電話番号 047-300-8660
販売担当者 [REDACTED]

様式第9号（第6条関係）

（交付対象議員用）

支 出 伝 票

| 交付対象議員 | 整 理 番 号 |
|--------|---------|
| | 8-14 |

| | | |
|---------|--------------|----------------|
| 支 出 項 目 | 8 事務費 | 令和2年 8月 27日 起票 |
| 支 払 金 額 | 金 額 | ¥ 2 7 5 円 |
| 内 容 | ・パソコン ウィルス対策 | 按分割合 50% |

《領収書添付欄》 原本は5-1に添付

別紙に添付

領收証

●ソフマップ
パソコン総合館

AKIBA②号店
店舗総合案内受付 フリーコール0077-78-9888
携帯電話・PHS・IP電話から(有料)050-3032-9888

中町けい様

¥118,150-

(内、消費税等 ¥10,740-)

お品物()代として
上記正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき 神田
税務署承認済

ソフマップでは高額買取実施中!
ご不用になったパソコンやDVD、
TVゲーなど高く買い取ります

2020/08/27/17:03

4954591519013 81LK001DVR
GPC-Jト ¥4108,910 ¥118,800

[PC] Lenovo0801-0930特価
61463 価引 ¥-5,500

P_11=114,300

2000058048021 S_ケルヌイ物_ゲガクアン
ゲガクアン ¥4500 ¥550

P_1=550

2042000165011 テントウパソコンオンラインセティ
| カード払込 ¥43,000 ¥3,300

P付与無し

2042000166018 テントウアリケーションソフト
| カード払込 ¥43,000 ¥3,300

P付与無し

2110002893567 テントウセトアフ50%OFFクーポン
| カード払込 ¥0 ¥0

P付与無し

2110002893567 テントウセトアフ50%OFFクーポン
| カード払込 ¥0 ¥0

P付与無し

セット値引 クーポン

15509 ¥-3,300

合計 ¥118,150
(内、消費税等 ¥10,740)

点数 6

お支払い ¥118,150

現金 ¥120,150

(内、消費税等 ¥10,740)

鈔銭 ¥2,000